

住民が主役で創る誇れる田

(六日市町)

ひろ お
広 尾

地域の概要

広尾地区は、耕作面積1,343aで六日市町においてもっとも良質な水田地帯のひとつである。本地区は合鴨農法をいち早く取り入れたり、中核酪農農家から堆肥を得て土作りを熱心におこなったりと農業経営に意欲的な農家が多い。集落営農組織が中心となつての大型機械による近代農法で生産コストの低減及オペレーターによる作業の軽減により安定した農業経営を維持している。

取り組み概要

1 経過

平成11年9月に事業内容の説明があり、10月までに計画の立案や検討をした。その結果、計画生産された転作作物に付加価値を付ける加工所を設置するということになり、加工所の建設費用の見積りなどを依頼し事業の決定を受けた。11月には加工所建設委員を選出し予算等についての検討を行い、建設への準備を進めた。地区の町道新設工事や災害等で発生した補償対象木を無償等で提供してもらい、それを原材料として利用することで建築費を安価にするなどの工夫をした。

2 取り組みの状況

加工所は集会所に45.92㎡の増築という形で建設した。豆腐の加工等に必要な厨房機器は、シンク、調理台及びミキサーなどを購入した。

3 成果

元来集落住民の結びつきが薄い地区ではなかったが、本事業に取り組み、毎週豆腐作りを行うことでその輪がより強固なものとなった。地元産の転作作物である大豆を利用しての昔ながらの手作り豆腐は昔懐かしい素朴なそして豊かな食であり、週一回の豆腐作りは大変ではあるが出来栄えなどの楽しみもあり継続した活動となっている。最近は出来上がりを楽しみに待つ客が口コミで地区外にも広がっている。

また、地元にある小学校の児童が見学にきて豆腐作りを体験するなど、世代を超えた交流も始まっている。

舎づくり

集落データ

- 市町村名 六日市町
- 戸数 27戸
- ジャンル 産業
- 集落名 広尾
- 高齢化率 42%
- 策定年度 平成11年度

4 課題

- ① 作業への報酬を増額できる経営基盤作り
- ② 技術の向上を図る



今後のビジョン

平成14年4月で1年が経過する豆腐作りではあるが、納得がいく豆腐に仕上がらない場合があり製造技術を向上させる必要がある。さらに今後はざる豆腐など色々な豆腐作りも研究していきたい。また、加工所と集会所を利用した交流活動やイベントなどに取り組み、農業体験を通して「感動と感性を学ぶ」を理念として地域の活性化を図っていけたらと思う。

集落代表者の声

広尾農産加工所 代表者 豊田 幸三

毎週土曜日にトーフを生産し、加工所に直接来てもらうという方法をとって販売しています。生産個数は注文数量によって決定し毎週120丁が完売する盛況振りですが、手を広げることなくこれからもずっと豆腐作りを継続していこうと思います。なぜなら、地区民が地元の食材をおいしく食べることが一番大切なことだと考えているからです。

問い合わせ先

六日市町役場 企画課
☎0856-77-1111 (代)

菜の花プロジェクト

(都万村)

はま な ぐ
浜 那 久

地域の概要

都万村の中心地から西へ約7kmの位置にあり、島後の中心地西郷町からは約20km離れている。

人口動態については、当該地区は小学生0名、3才児1名（H14・3現在）であり、公営住宅を建設しても入居希望者が簡単には確保できず、高齢化に歯止めがかからないのが現状である。

また、産業については半農半漁が主体であるが、ほとんどが零細業者であり、その生産額は減少の一途をたどっている。

取り組み概要

① 経過

地区の役員が中心になり、事業計画を作るのに4回会議を重ね、地区民に同意を求めたが、高齢化等のためか今ひとつ盛り上がりには欠け、役員に任せるとかという意見が多かった。

この様な中、役員が中心となり地域民を説得するも、今度は実際に菜の花を植える場所の選定で個々の利害が絡んだため、調整にかなりの時間を要した。

② 取り組みの状況

① 菜種サミット参加、研修

菜の花プロジェクトを実施するにあたって、まず最初に環境に対する認識、菜の花栽培の技術研修等を行うため、平成13年4月に地区民6名で滋賀県の琵琶湖にて開催された「菜の花サミット2001」に参加した。

② 菜の花畑の整備

平成13年6月に地域民総出で荒れ地の伐開、草刈、地ごしらえ等を3日ばかりで実施した。久しぶりに老いも若きも地域民皆で共同作業をし、汗を流したこと自体に意義深いものがあった。

③ 菜の花の種まき、施肥

平成13年11月に地域民総出で、菜の花の種まき、施肥を実施した。那久小の児童も参加し、平成14年の菜の花収穫、油しぼり、食用利用等を楽しみにしていた。

集落データ

- | | | | |
|-------|----------|-------|--------|
| ●市町村名 | 都万村 | ●集落名 | 浜那久 |
| ●戸数 | 58戸 | ●高齢化率 | 47% |
| ●ジャンル | 産業、環境・景観 | ●策定年度 | 平成12年度 |

3 成果

菜の花栽培、菜種油の利用という環境保全、美観活動に取り組んだことにより、環境、美観意識の醸成ができたとともに、世代間交流、共同作業等を通して地域の連帯感が強化できた。

その成果の一つとして、平成14年度より那久小学校存続に向けた山村留学に地域全体で取り組むこととなった。

さらに、美観意識向上の具体例としては、村の重要な観光資源である那久岬の美化とさじき建設に地域ぐるみで取り組むこととなった。



4 課題

- ① 当地区にはこれといった地域産業がなく、活気がないので高齢者でも可能な働く場所が必要。
- ② 一人暮らしの高齢者が多いので、その方達が安心して暮らせる地域づくりが必要。
- ③ 那久小学校の存続問題は、地域にとって最も大切なことであるので、是非山村留学を成功させたい。

今後のビジョン

菜の花栽培、菜種油の多目的活用等の活動を通じて環境保全、美観に関する心を養い、世代間交流による生きがい対策と都市農村交流（山村留学、体験村）事業を充実させた山村留学の実施につなげ、地域活力のシンボルである那久小学校の存続を実現する。

集落代表者の声

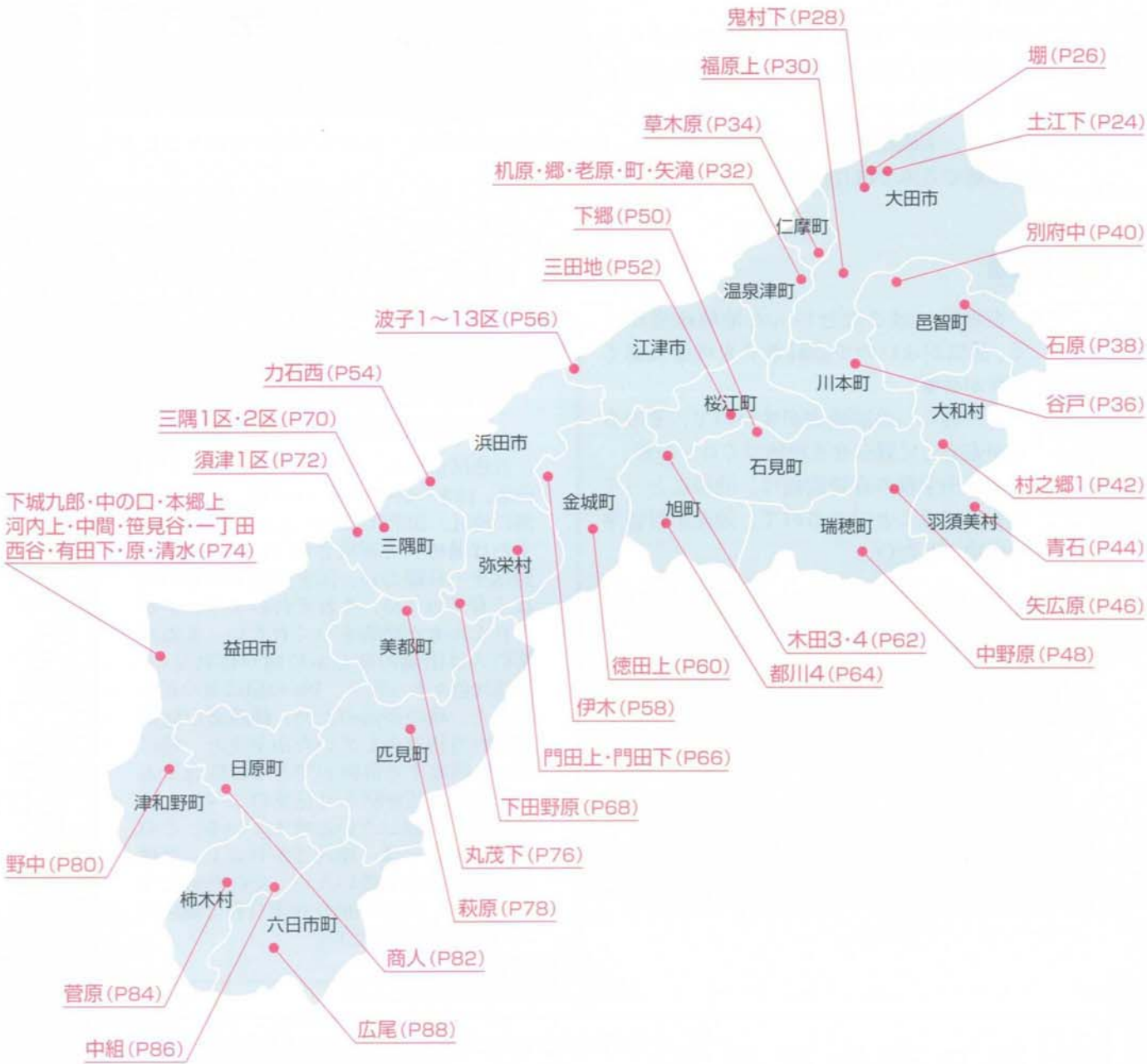
浜那久地区区長 安部 光弘

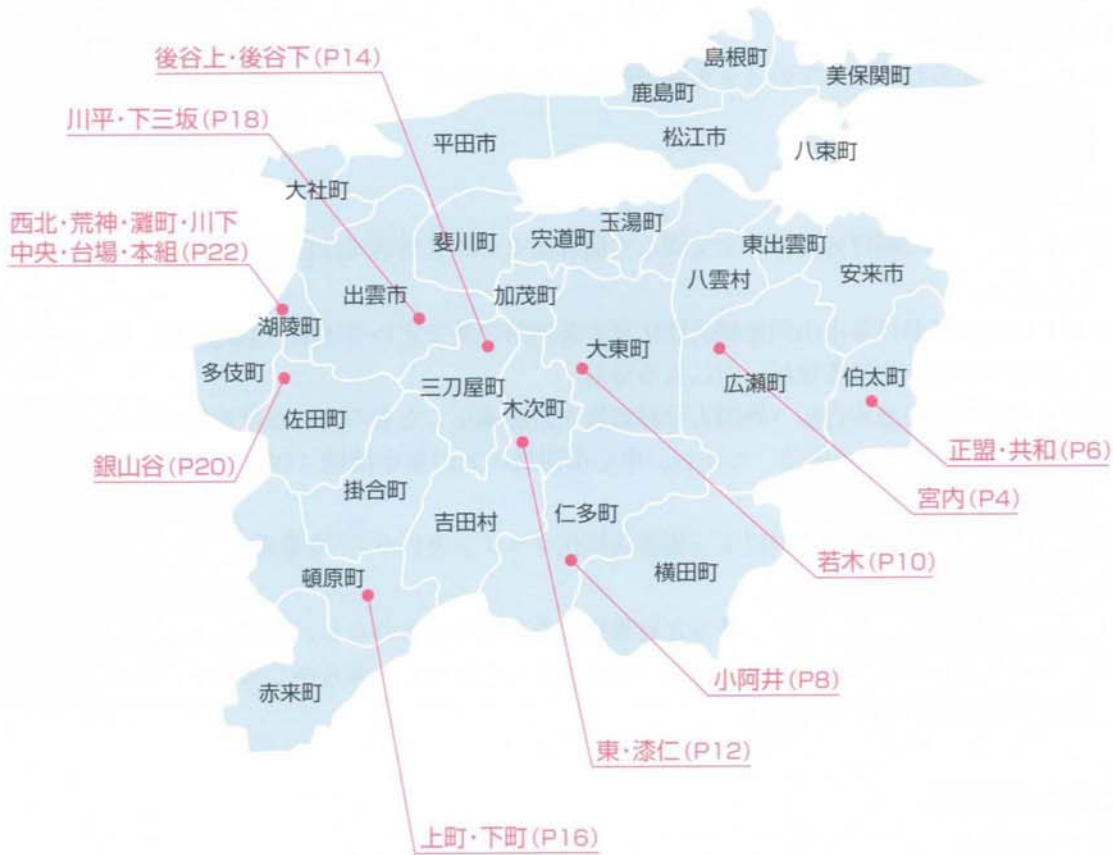
当地区は現在人口120人（内訳65才以上63名、18才～64才43名、外子供）、半農・半漁の地区、70才代以下の方は漁業か職人、または勤め人で形成されている。地区活動は土・日曜だが、50才代以下の若い人は子育てのため、それぞれのイベントがありなかなか時間をつくれぬ。また漁業の人は雨嵐の時しか時間が作れない。事情は色々あったが、18aの田に菜の花を植えた。秋の長雨のため、種蒔きの時期が遅れ当初計画していた小学生と一緒に蒔き、観察する計画ができずに残念である。何とか花を咲かせ花見のイベントを地区民共に催したいと考えている。この種で来年こそは一面花ざかりにし、菜種油を学校給食で使いたい。そのために今から準備し、時系列的な作業日程で地区民の参加を呼び掛けたい。

問い合わせ先

都万村役場地域振興室
☎08512-6-2315

事例集集落位置図





集落みんなでがんばってます!
 —豊かで住みよい中山間地域づくりをめざして—

中山間地域集落維持・活性化緊急対策事業実施要領

制 定 平成11年 6月24日 企発第35号

第1 趣 旨

本県の大半を占める中山間地域は、農林業の生産の場、地域住民の生活の場であるとともに、土砂流出や洪水の防止、水資源涵養等の国土保全機能など多面的かつ重要な機能を担っている。

しかし、過疎化、高齢化の急激な進行により、中山間地域の有する公益的機能の維持保全のみならず、地域社会の維持存続さえも危ぶまれる地域がではじめている。

本事業は、こうした崩壊・衰退が懸念される中山間地域集落の社会経済的機能、文化機能及び社会生活的機能等の維持、向上を目的とした様々な取り組みに対し中山間地域集落維持・活性化緊急対策事業費交付金（以下「交付金」という。）を交付し、集落の活性化とともに中山間地域の有する公益的機能の維持・増進を図ることを目的とする。

第2 事業実施期間

この事業は、平成11年度から13年度までの3ヶ年間実施するものとする。

第3 対象集落

1 対象集落の要件

交付金の交付対象集落は、次に掲げる要件を全て満たす農林業センサス集落又は自治会等の行政集落とする。

- (1) 平成11年4月1日現在における中山間地域活性化基本条例第2条で定める区域（過疎地域、特定農山村地域、辺地及び別に定める地域）内にある集落。
- (2) 平成11年4月末現在の住民基本台帳（外国人登録者数を追加補正したもの）における高齢化率（65歳以上人口比率）が35%以上の集落。ただし、中心市街地の人口集中地域（DID地域）内の集落は除く。
- (3) 集落の維持・活性化のためのプラン（以下「集落活性化プラン」という。）を策定した集落。

2 対象集落の選定等

市町村長は、上記1の(1)、(2)の要件に基づき対象集落を選定するものとし、選定にあたっては、農林業センサス集落及び行政集落別人口等一覧表（様式1号）を作成し、あらかじめ知事に協議するものとする。

第4 集落活性化プランの策定等

1 集落活性化プランの策定

対象集落は、現状把握を基に集落機能の維持・活性化に向けた具体的な取り組みや目標などについて集落内の合意形成を図るとともに、集落活性化プラン（様式2号）を策定し、市町村長に提出するものとする。

なお、集落活性化プランは、地域の実情に即した実効性のあるものとなるよう、柔軟に策定範囲を設定することができるものとする。

2 集落活性化プランの承認及び認定

- (1) 市町村長は、集落活性化プランの内容を適当と認めるときは、これを知事に提出し、承認を受けるものとする。
- (2) 知事は、別に設置する地域政策推進会議等の意見を聴き、集落活性化プランの内容を適当と認めるときは、これを承認するものとする。
- (3) 市町村長は、集落活性化プランが承認されたときには、これを認定し、対象集落に通知するものとする。

第5 交付金の交付

知事は、第4の2で承認した集落活性化プランに基づく取り組みに対し、予算の範囲内において、別に定めるところにより交付金を交付するものとする。

- 1 交付対象者：集落に基盤を置く組織
- 2 交付金額：1集落当たり100万円以内（県10/10）、1集落1回限り

第6 交付金の使途等

交付金の使途は、集落活性化プランに位置付けた内容に限るものとし、取り組み期間については、単年度に限定しないものとする。

第7 取り組み状況の報告及び公表

- 1 対象集落は、当該年度における交付金を活用した取り組み状況報告書（様式3号）を市町村長に提出するものとする。
- 2 市町村長は、毎年度、当該年度における対象集落等の取り組み状況を、実績報告書（様式4号）により知事に提出するものとする。
- 3 知事は、集落維持・活性化への取り組みを助長するため、毎年度、対象集落等が策定した集落活性化プラン及び交付金を活用した取り組みについて、とりまとめの上公表するものとする。

第8 指導推進体制

1 市町村段階

- (1) 市町村長は、関係課等から構成する横断的な推進体制を整備し、対象集落等の選定、集落内の合意形成への誘導、集落活性化プラン策定への支援、集落間の調整、とりまとめ等を主体的に行うものとする。
- (2) 市町村長は、県の地域振興プロジェクトチームや農業協同組合、社会福祉協議会等、関係機関、団体等との緊密な連携のもとに作戦会議を開催し、対象集落等の整理や合意形成手法、集落活性化プラン策定への支援内容等について協議するとともに、事業の円滑かつ適正な推進を図るものとする。

2 県地方機関

- (1) 隠岐支庁長及び総務事務所長は、地域振興プロジェクトチームを核とした横断的、総合的な支援体制を強化し、市町村長の支援要請に応じて対象集落等に対する指導助言を行うものとする。
- (2) 中山間地域研究センター所長は、情報提供や中山間地域づくり支援プレーンバンク事業等により地域振興プロジェクトチームを支援するものとする。
- (3) 地域における事業の進行管理及び交付金の交付事務等については、隠岐支庁及び総務事務所が所管するものとする。

3 県庁段階

中山間地域における総合的な集落活性化対策を推進するため、中山間地域対策本部において事業全体の進行管理を行うとともに、支援活動が円滑に進められるよう一元的に情報の収集、提供を行うものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(付則)

この要領は、平成11年6月24日から施行する。

中山間地域集落維持・活性化緊急対策事業実施要領の運用について

1 対象集落

(1) 対象集落の要件

中山間地域集落維持・活性化緊急対策事業実施要領（以下「実施要領」という。）第3の1の(2)の住民基本台帳に外国人登録者数を追加補正するにあたっては、短期滞在者等期限付き滞在者は含めないものとする。

(2) 対象集落の選定

実施要領第3の2の農林業センサス集落及び行政集落別人口等一覧表は、各市町村における集落の状況の把握及び対象集落選定にあたっての基礎資料として初年度（平成11年度）当初において作成するものとする。

2 集落活性化プランの策定等

(1) 集落活性化プランの策定

対象集落が、他の補助事業等に交付金を活用する場合にあって、集落活性化プランの内容が当該補助事業等の実施計画書等に盛り込まれているときには、その実施計画書等をもって実施要領第4の1の集落活性化プランに代えることができるものとする。

(2) 集落活性化プランの策定範囲

実施要領第4の1の集落活性化プランの策定範囲は、集落を構成する世帯状況や取り組もうとする事業の内容、効果等を勘案し、対象集落のみを範囲とする場合、地縁的に繋がりのある複数の対象集落が一体となる場合、非対象集落を含めた広範な地域を範囲とする場合など地域の実情に即した範囲で策定するものとする。

(3) 集落活性化プランの変更

集落活性化プランをやむを得ず見直す必要が生じた場合は、実施要領第4の1、2に準じて変更することができるものとする。

3 交付金の交付

(1) 交付対象者

実施要領第5の1の集落に基盤を置く組織とは、規約、会計を有し、規約に基づき代表者等役員が決定される自治会等の組織とするが、法人格の有無は問わないものとする。

(2) 集落活性化プランの策定範囲と交付金の交付

非対象集落を含めた広範な地域を範囲として集落活性化プランを策定し、広域的に取り組む場合にあっては、交付金の算出基礎は対象集落のみとする。

(3) 市町村の支援

市町村は、この事業を推進するにあたって集落等における話し合いや合意形成の促進など、交付金の1/2以上に相当する単独事業の実施に努めるものとする。

4 交付金の使途等

(1) 交付金を活用した取り組み内容

集落活性化プランに位置付けられた自主的な取り組みであれば、その内容については限定しないものとするが、個人的な費用や集落における恒常的な集会や慰安を目的とした旅行等に要する経費は、交付金の対象とはしないものとする。

(2) 取り組み期間

交付金を活用した取り組みについては、交付年度内の事業実施（完了）に限らず、交付年度から継続的に取り組むこともできるものとする。

5 取り組み状況の報告

(1) 取り組み状況報告書

実施要領第7の1の取り組み状況報告書は、交付金の交付年度の3月末日までに提出するものとする。ただし、複数年にわたり継続的に取り組むものにあつては、取り組みの期間中、毎年度、提出するものとする。

(2) 実績報告

実施要領第7の2の実績報告書は、当該年度の翌年度の4月末日までに提出するものとする。

6 指導推進体制

実施要領第8の1の作戦会議は、関係機関、団体の実務者をもって構成し、市町村が必要に応じて開催するものとする。

7 書類等の提出

実施要領に基づき市町村長が知事に提出する書類等は、所轄する支庁長または総務事務所に提出するものとする。

集落みんなでがんばってます！

—豊かで住みよい中山間地域づくりをめざして—
(中山間地域集落維持・活性化緊急対策事業事例集)

編集・発行 島根県企画振興部定住企画課
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
TEL(0852)22-6453 FAX(0852)22-6042

印刷所 (有)高浜印刷
〒690-0133 島根県松江市東長江町902-57
TEL(0852)36-9100 FAX(0852)36-5775
